

総務建設常任委員会記録

令和 7 年 6 月 1 2 日

大 治 町 議 会

大治町議会 総務建設常任委員会記録

招 集 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 2 日
招 集 場 所	大治町役場 第1委員会室
開 会	6 月 1 2 日 午前 9 時 5 0 分 (第1日)
出 席 委 員	2 番：八神太紀 4 番：後藤田麻美子 5 番：鈴木康友 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 11番：吉原経夫
欠 席 委 員	な し
委員外議員	1 番：池田耕介 3 番：手嶋いずみ 6 番：鈴木 満 9 番：松本英隆
会議事件説明 のため出席し た者の職氏名	町長：村上昌生 教育長：平野香代子 総務部長：大西英樹 建設部長：三輪恒裕 総務部次長兼税務課長：加藤 謹 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 都市整備課主幹：八神幸夫
職務のため出席 した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代
付 託 事 件	議案第43号 大治町税条例の一部を改正する条例について 議案第44号 工事請負契約について 所管事務調査について

令和 7 年 6 月大治町議会定例会
総務建設常任委員会審査日程

(第 1 日)

令和 7 年 6 月 1 2 日 (木) 午前 9 時 5 0 分開会

1 開 会 宣 告

2 審査日程の報告

日程第 1 議案第 4 3 号 大治町税条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第 4 4 号 工事請負契約について

日程第 3 所管事務調査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時50分 開会

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ただいまの出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

これから、本日の会議に入ります。

本委員会に付託されました、日程第1、議案第43号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

新旧対照表の8ページの特定マンションのことでちょっとお聞きしたいと思います。この特定マンションで以前ですと区分所有者が個別に申請しなきゃいけないのが、管理組合が提出すれば区分所有者が個々に提出する必要がなくなったという条例改正だと思うんですが、特定マンションの指定を受けるにはどのような手続が必要なんでしょうか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

基本的には愛知県が作成したマンション管理適正化推進計画、こちらの計画に基づきまして管理組合等がマンションを適正に管理するために作成した管理計画において確認し、実施していくものになります。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかにありますか。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

具体的には県にどのような申請をしなきゃいけないんでしょうか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

こちらの手続につきましては愛知県との手続になりますので、詳細な把握についてはこちらでは把握しかねます。

◎吉原 経夫委員

ということは、町通すわけじゃなくて直接県ということですね。ただ、県が認めた場合、どのように町に特定マンションかどうかという通知があるんでしょうか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

町に申請があった場合につきましては、県とも連携しながらマンションの長寿命化の工事の実施について、確認しながら実施していくというものになります。

◎吉原 経夫委員

県ですから詳細把握してないということですが、県に直接提出するんじゃないですか。町を通すんですか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

先ほども言いましたように愛知県が作成したその地域推進計画というものがございます。そちらの計画に基づいて管理組合等がマンションを適正に管理するために作成した計画書、そちらを提出することになります。提出された書類等がですね、愛知県が認定されると県により管理組合等に指示等がされますので、そういった指示等されたその内容につきまして、町と県と連携を図りながら、申請があれば事務を進めていくということになります。

◎吉原 経夫委員

だから、県が認定するだから、管理組合としては県に直接出すと思うんですが、ただ特定マンションを認めれば、当然固定資産税の減免になるから、そこら辺の通知が来ないとわからない町は。だから、県からそういう通知が来るのか、税務署から来るのか。どちらなんですか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

町に申請があった場合に必要な添付書類というものがございます。その中で県からの助言、指導内容等の証明書、そういった添付書類がございますので、そちらで確認してした上で工事の減額についての手続を行うということになります。

◎吉原 経夫委員

だから、特定マンションの県への申請は町を通さなきゃいけないのか、県に直接でいいのか。市の場合なんか市を通さなきゃいけないとかあったんですが、町村の場合は直接、じゃなくて必ず通す、じゃなくて通しても通さなくてもいいわけですね。だったら通せば把握はできるけど、通さない場合、特定マンションと認められた税額は減免、税を減免されるわけだから固定資産税、それは固定資産税は町がかかるから、その通知は県から来るのか、税務署から来るのか。

◎総務部長兼税務課長 加藤 謹

先ほども言いましたように、添付、町に申告する際に添付書類と必要なものとして県からの助言それから指導内容等の証明書がつけられますので、それを確認してもって減額というものになります。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

◎吉原 経夫委員

だから町を通さなきゃいけないってのは分かります。通さなくていい。だったら県に直接出しちゃったら県が認可して、町と連携とるかどうかわかりませんが、県が認可事項だから、県が認可した後をどうやって町に連絡が来るのかと。でないと、固定資産税減免される

かどうか分からないでしょう。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

先ほども言いましたように、管理組合は県に出します。出したものに基づいて次にですね、管理組合が町に申請にきます。申請に来たときに必要な添付書類の中に、県が認定した助言等の証明書を添付した上で申告ということで全て確認できます。以上です。

◎吉原 経夫委員

ということは、特定マンションを県が認可しますが、認可もらってから個々の管理組合が町に固定資産減免の届け出を出さなきゃいけない。以前でしたらそれが区分所有者それぞれが出さなきゃいけなかったのが、管理組合が町に出せばそれで全部減免されるということでよろしいでしょうか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

はいそのとおりです。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号大治町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第43号は可決すべきものと決定しました。

日程第2、議案第44号工事請負契約についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

鈴木委員。

◎鈴木 康友委員

契約内容が今年度中の工期と示されておりますけれども、実質工事はいつ頃を予定されて

おりますでしょうか。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

工期の予定ですが、このまま契約のほうをさせていただけることになれば、一応7月から材料の手配をさせていただいて、それがあとに渇水期及び台風のシーズンを除いた11月頃からポンプの引上げ作業を行いまして、工場へ持っていきまして、工場のほうでオーバーホールをします。大体それが2月中旬ぐらいまでかかる予定で今計画をしておりますのでよろしくお願いいたします。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

他にありますか。

鈴木委員。

◎鈴木 康友委員

渇水期で実施をしていただくということで、排水量等については、このオーバーホール中ってどれぐらいの影響って、ざっと見積もってあるものでしょうか。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

流量等ではちょっと考えてはおりませんが、もともと2台あるうちの1台を持っていくと。渇水期につきましては、このほかに円楽寺排水機場というところに800ミリのモーターポンプ及び1,500のエンジンポンプがありますもので、今でもそちらを活用しております、補助的といいますか、もしものときのための900ミリのポンプになってますんで、対策としては代替は考えておりません。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

この工事請負契約についてですね、予定価格はどのようにして算出したんですか。

見積りをとったのか、積算したのか。どちらでやったんでしょう。予定価格です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

予定価格ですか。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

予定価格につきましては、今現在大治町では設計価格と同額になっておりますんで設計価格イコール予定価格になっております。設計価格。

◎吉原 経夫委員。

設計価格なら、見積りでいったのか、積み上げていったのかどちらでしょう。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

このポンプのオーバーホールにつきましては、材料のないものにつきましては見積りをとらせていただきまして、あと、土地改良のほうの積算基準がございますもので、そちらのほ

うに基づいて設計のほうをさせていただいております。

◎吉原 経夫委員

材料だけは見積もりを取って、組み立てなどはこれは積算基準があるから積算したと分かります。ただ見積りをですね、やっぱり複数者とらなきゃいけないとあるんです。これ何者。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

はい、一応農地のほうでも基準がございまして、材料のほうは5者にとって平均値を採用しております。

◎吉原 経夫委員

だから、5者をとったということはその5者は材料メーカーかそれともこういう工事をやる会社なのかどちらから。とったんですか。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

ポンプ業者と言われるところから単価をとっております。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

◎吉原 経夫委員

なぜここまでお聞きしたかというのと、何か、1者しか応札がなかったと。余り1者しかないっていうの今までなかったんでちょっとそれ事情が何かあるのかなと思ってちょっと聞いてるんですが。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広



これで討論を終わります。

議案第44号工事請負契約についてを採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第44号は可決すべきものと決定しました。

日程第3、所管事務調査についてを議題とします。

総務建設常任委員会の所管のうち御手元に配付しました項目について、閉会中においても本委員会が調査活動ができるように、本委員会として議長に申し出をしたいと思います。行財政改革及び事務改善について、防災・防犯について、まちづくりについて、都市計画について、道路・河川について、下水道についてを令和9年4月29日まで閉会中に継続審査をしたいと思います。これに異議ありますか。

[[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

異議なしと認めます。

したがって、先ほど申し上げました項目を閉会中に継続審査をすることに決定しました。

以上で総務建設常任委員会に付託されました全議案の審査は全て終了しましたので、総務建設常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時05分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務建設常任委員長 三輪 明広